

高槻市条例第 25 号

高槻市特定公共物管理条例

(目的)

第1条 この条例は、特定公共物の管理に関し必要な事項を定めることにより、特定公共物の適正な利用を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定公共物 認定外道路及び普通河川をいう。
- (2) 認定外道路 一般交通の用に供する道で市が管理しているもののうち道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けないものをいい、これに係る管理施設を含むものとする。
- (3) 普通河川 河川、溝きよ、用排水路等で市が所有しているもののうち下水道法（昭和33年法律第79号）の適用又は河川法（昭和39年法律第167号）の適用若しくは準用を受けないものをいい、これらに係る管理施設を含むものとする。
- (4) 管理施設 トンネル、橋、さく、並木等道路と一体となってその効用を全うする施設及び堤防、せき、床止めその他普通河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、市長以外の者が設置した施設については、当該施設を管理施設とすることについて、市長が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限る。

(行為の禁止)

第3条 何人も、特定公共物においては、みだりに次に掲げる行為（次条第1項の許可に係る行為を除く。）をしてはならない。

- (1) 特定公共物を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 特定公共物に土石、砂れき、じんかい、竹木、汚物、毒物その他これらに類するものをたい積し、又は投棄すること。

(占用等の許可)

第4条 特定公共物において、次に掲げる行為（以下「占用等」という。）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、許可を受ける必要がないと市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 特定公共物の敷地又はその上空若しくは地下に工作物、物件又は施設（以下「工作物等」という。）を設けて特定公共物をその本来の用途以外の用途に使用すること。
- (2) 特定公共物の敷地において掘削、盛土その他土地の形状を変更すること。
- (3) 普通河川の流水を占有すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 特定公共物の占有等の目的
- (2) 特定公共物の占有等の期間
- (3) 特定公共物の占有等の場所
- (4) 特定公共物の占有等の面積
- (5) 工作物等の構造
- (6) 工事の実施の方法
- (7) 工事の時期
- (8) 特定公共物の復旧方法

3 第1項の許可の基準は、市長が別に定める。

4 市長は、第1項の許可に際し、特定公共物の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（許可事項の変更等）

第5条 前条第1項の許可を受けた者は、同条第2項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前条第4項の規定は、前項の許可について準用する。

3 前条第1項及び第1項の許可（以下「占有等の許可」という。）を受けた者（以下「占有者」という。）は、規則で定める事項に変更が生じたときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（許可の期間）

第6条 占有等の許可の期間は、5年以内とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、10年以内とすることができる。

（許可の更新）

第7条 占有者は、当該許可の期間が満了した後も引き続き占有等をしようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに市長に申請し、許可の更新を受けなければならない。

(1) 引き続き占有等をする期間が1年以上の場合 占有等の許可の期間の満了日の30日前

(2) 引き続き占有等をする期間が1年未満の場合 占有等の許可の期間の満了日の7日前

(工事の完了の届出)

第8条 占有者は、特定公共物において工事を行ったときは、当該工事の完了後、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、当該工事が特定公共物の構造又は機能に著しい影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるときは、占有者は、市長の検査を受けてからでなければ特定公共物の占有等をしてはならない。

(管理義務等)

第9条 占有者は、市長の指示に従い、その占有等をする特定公共物を常に良好な状態に保つよう管理するとともに、当該特定公共物に異状を認めたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(許可に基づく地位の承継)

第10条 占有者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人は、占有者の地位を承継する。

2 前項の規定により占有者の地位を承継した者は、承継した日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(権利の譲渡等の制限)

第11条 占有者は、占有等の許可に基づく権利を他人に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(占有等の廃止等の届出)

第12条 占有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が生じた日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 占有等を廃止したとき。

(2) 占有等をするのが事実上不可能となったとき。

(許可の失効)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、占有等の許可は、その効力を失う。

(1) 第10条第1項の規定による占有者の地位の承継があった場合におい

て、同条第2項の規定による届出がされなかったとき。

(2) 前条の規定による届出がされたとき。

(3) 占用等の許可に係る特定公共物が、道路法若しくは下水道法の適用を受け、又は河川法の適用若しくは準用を受けることとなったとき。

(原状回復等)

第14条 占有者は、占用等の許可の期間が満了したとき又は前条の規定により占有等の許可が効力を失ったときは、直ちに当該特定公共物を原状に回復するとともに、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、市長が原状に回復をする必要がないと認めるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項本文の規定による原状の回復が不十分であると認めるときは、必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(監督処分)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、占用等の許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物等の改築、移転若しくは除却、工事その他の行為若しくは工作物等により生ずべき損害を防止するための必要な施設の設置その他の措置を執ること若しくは特定公共物を原状に回復することを命ずることができる。

(1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者

(2) 占用等の許可に付した条件に違反した者

(3) 詐欺その他不正な手段により、占用等の許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、占有者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(1) 市、国又は他の地方公共団体が特定公共物に関する工事を施行するためにやむを得ない必要が生じた場合

(2) 占有者以外の者に工事、占用その他の行為の許可をする公益上の必要が生じた場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、特定公共物の管理又は利用上やむを得ない公益上の必要が生じた場合

(占用料の徴収)

第16条 占有者（第4条第1項第2号に係る許可を受けた者を除く。）は、占用料を納付しなければならない。

2 占用料の額並びにその徴収方法、減免及び還付については、認定外道路に

あつては高槻市道路占用料徴収条例（昭和43年高槻市条例第16号）の規定を、普通河川にあつては高槻市準用河川占用料徴収条例（平成12年高槻市条例第9号）の規定をそれぞれ準用する。

（他人の土地の立入り）

第17条 市長又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、特定公共物に関する調査、測量若しくは工事又は特定公共物の維持管理を行うため特に必要があると認めるときは、他人の占有する土地に立ち入ることができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（境界に係る特定公共物管理の特例）

第18条 第3条から前条までの規定にかかわらず、市町の境界に係る特定公共物については、市長は、関係市町の長と協議の上、別にその管理の方法を定めることができる。

（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（罰則）

第20条 第3条、第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に市長の許可を受けて特定公共物の占用等をしている者は、当該許可の期間が満了するまでの間は、第4条第1項の許可を受けている者とみなす。

3 高槻市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第10条を第9条とする。